

令和6年 6月 吉日

保護者の皆様へ

ゆたか保育園

園長 島田 洋子

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条第1項に基づき、お子様が本園を利用した際に、伊勢崎市から本園に給付された1人当たりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、利用者負担（保育料）を納めていただくものではありません。

令和5年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者様について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額から、各保護者様に納入していただいた利用者負担（保育料）を減じた額」となります。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付費等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

ゆたか保育園 （教育標準時間認定）

令和5年度公定価格（一人あたり）

		満3歳児	3歳児	4歳以上児
教育標準時間認定	4月	168,330円	168,330円	150,640円
	5月	218,620円	165,720円	148,030円
	6月	218,620円	165,720円	148,030円
	7月	224,320円	171,420円	153,730円
	8月	218,620円	165,720円	148,030円
	9月	222,320円	169,420円	151,730円
	10月	232,520円	179,620円	161,930円
	11月	238,170円	185,270円	167,580円
	12月	226,820円	173,920円	156,230円
	1月	226,820円	173,920円	156,230円
	2月	226,820円	173,920円	156,230円
	3月	232,200円	179,300円	161,610円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条第4項第3号の規定による副食費徴収免除対象となっている方については、上記の各月公定価格に「その月における施設での副食提供日数×235円」を、加えた額となります。

ゆたか保育園 (保育標準時間認定・保育短時間認定)

令和5年度公定価格 (一人あたり)

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育標準時間認定	4月	210,560円	124,790円	71,190円	54,110円
	5月	210,200円	124,430円	65,130円	48,050円
	6月	209,970円	124,200円	64,900円	47,820円
	7月	209,970円	124,200円	70,600円	53,520円
	8月	209,930円	124,160円	64,860円	47,780円
	9月	210,030円	124,260円	64,960円	47,880円
	10月	210,140円	124,370円	70,770円	53,690円
	11月	209,830円	124,060円	70,460円	53,380円
	12月	209,670円	123,900円	64,600円	47,520円
	1月	209,670円	123,900円	64,600円	47,520円
	2月	209,670円	123,900円	64,600円	47,520円
	3月	210,170円	124,400円	65,100円	48,020円

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育短時間認定	4月	205,730円	119,960円	66,360円	49,280円
	5月	205,370円	119,600円	60,300円	43,220円
	6月	205,140円	119,370円	60,070円	42,990円
	7月	205,140円	119,370円	65,770円	48,690円
	8月	205,100円	119,330円	60,030円	42,950円
	9月	205,200円	119,430円	60,130円	43,050円
	10月	205,310円	119,540円	65,940円	48,860円
	11月	205,000円	119,230円	65,630円	48,550円
	12月	204,840円	119,070円	59,770円	42,690円
	1月	204,840円	119,070円	59,770円	42,690円
	2月	204,840円	119,070円	59,770円	42,690円
	3月	205,340円	119,570円	60,270円	43,190円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条第4項第3号の規定による副食費徴収免除対象となっている方については、上記の公定価格に、4,700円を加えた額となります。